

高リスク及び非協力国・地域
FATF 声明
2015 年 2 月 27 日（於：パリ）

（仮訳）

金融活動作業部会（FATF）は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与のリスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守強化を奨励するため、FATF は戦略上の欠陥をもつ国・地域を特定し、これらの国・地域と協働して、国際金融システムにリスクをもたらすそうした欠陥に対処していく。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、そうした欠陥への対処に顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

アルジェリア
エクアドル
ミャンマー

イラン

FATF は、イランがこれまで FATF と連携してきたにも関わらず、同国がテロ資金供与のリスクに対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き、特別に、かつ極めて憂慮している。

FATF は、加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、イラン系企業・金融機関を含めた同国との業務関係及び取引に対し、特別な注意を払うよう、自国の金融機関に助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009 年 2 月 25 日の加盟国への要請を再確認し、イランより生じる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために、効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、コルレス関係が対抗措置や

リスク軽減措置の迂回・回避に利用されるのを防止すること、及びイラン系金融機関による自国内での支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを、引き続き各国・地域に求める。イランより生じるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置及び追加的な予防措置を検討し、または現在講じている措置を強化すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応を講じることを求める。同国がテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応を講じない場合、FATF は、対抗措置を強化するよう加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2015年6月に検討する。

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）

2014年10月以降、DPRK は、FATF と策定したアクションプランの履行に向けたコミットメントを示す書簡をFATF に送付した。

しかしながら、FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制における重大な欠陥に対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応を講じることを求める。

FATF は、2011年2月25日の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、DPRK 系企業・金融機関を含めた同国との業務関係及び取引に対し、特別な注意を払うよう、自国の金融機関に助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、同国より生じる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために、効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。各国・地域は、コルレス関係が対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるのを防止すること、及びDPRK 系金融機関による自国内での支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

アルジェリア

アルジェリアは、2015年2月15日の資金洗浄・テロ資金供与対策法の改正、及び同年2月8日の新たな顧客管理措置ガイドラインの発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、措置を講じてきている。FATFはこうした進捗を歓迎するものの、最近、行われたものであるため、これらの新しい措置の審査をしておらず、したがって次に掲げる事項に関し、どの程度対処されたかを判定していない。①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び③FATF 勧告に従った顧客管理義務の導入。同国はまた、資産凍結に関連する規則を公布する必要がある。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

エクアドル

エクアドルは、テロリストの資産凍結のためのテロ資金供与対策規則や、貯蓄信用協同組合の監督のための資金洗浄及びテロ資金供与対策規則を公布したことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、措置を講じてきている。FATF は、これらの進捗を歓迎する。新しい資産凍結の規則については、最近、行われたものであるため、未だ当該措置の審査をしておらず、したがって、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続をどの程度構築したかを判定していない。同国は、また、金融セクター、特に貯蓄信用協同組合セクターの資金洗浄及びテロ資金供与対策の監督強化も継続する必要がある。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

ミャンマーは、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、措置を講じてきている。しかしながら、同国は、FATF 及び APG（アジア・太平洋 FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国は、そのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、これらの欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、凍結す

るための適切な手続の制定及び履行、③運営上独立し、効果的に機能する資金情報機関の確保、及び④顧客管理措置の強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処すること、及びアクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

(以 上)